

## 【G01】単位の居住地決定の基準としての「経済的利害の支配的中心」概念の導入

### 1. 勧告の概要

| 2008SNA マニュアルの勧告概要   | 1993SNA における取扱の概要   |
|--|---|
| <p>・グローバル化により、制度単位が2つないしそれ以上の国との関係を持つようになってきていることを踏まえ、ある実体が、対象となる経済領域の居住者であるのかを決める基準として、「経済的利害の支配的中心」の概念を導入する。具体的には、各々の制度単位の居住地とは、その単位と最も強いつながりを持った経済領域であるとの基準である。</p> | <p>・制度単位の居住地の決定の基準として、経済的利害の中心という概念を用いるが、複数の国際的居住地を有する個人の居住地の取扱いについての指針はない。</p> |

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・複数の国際的居住地を有する制度単位の居住地について、2008SNA で明確化された指針に沿って決定する。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、基礎統計である「国際収支統計（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計」という。）の扱いと整合的に、複数の国際的居住地を有する制度単位の居住地の決定に際し、「経済的利害の支配的中心」の考え方に依拠している。

### 3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

#### <●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA でも、既に本勧告に沿った対応がなされている。

### 4. その他の留意事項

#### <基礎統計における扱い>

- ・「産業連関表」、「国際収支統計」及び「資金循環統計（日本銀行）」において、居住性の概念は、国籍や法的な判断基準ではなく取引当事者の経済的な利益の中心を基礎としていること（ある国の経済領域に経済的な利益の中心を持ち、その場所で、相当量の規模で経済活動を行っていること）と捉えられており、いずれも本勧告の趣旨に沿った取扱いをしている。

#### <諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア  
本勧告に対応している。

## 【G02】個人の居住地変更

### 1. 勧告の概要

| 2008SNA マニュアルの勧告概要   | 1993SNA における取扱の概要   |
|--|---|
| <p>・個人がその居住地である国を変更しても、当該個人が所有する非金融資産、金融資産、負債の<u>所有権は変更されない</u>。必要なことは、これらの（経済的）所有者である個人の居住国を適切に再分類することである。<u>この変更は、その他の資産量変動勘定に記録し、資本移転としては記録しない。</u></p> | <p>（個人の居住地変更により生じる財の流れや金融勘定の変化の取扱についての指針はない。）<sup>1</sup></p> |

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・個人の居住国変更に伴い発生する、資産・負債の制度部門間（家計と海外の間及び家計と非金融法人企業との間）の移動は、資本調達勘定（資本移転および金融取引）には記録せず、調整勘定（うち、その他の資産量変動勘定）に記録する。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、基礎統計である「国際収支統計（BPM5 ベース）（財務省・日銀）」（以下「国際収支統計（BPM5 ベース）」という。）や「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）（財務省・日銀）」（以下「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」という。）と整合的に記録しており、個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動のうち、
  - 一送金を伴わないものは、取引を記録する資本調達勘定（実物取引や金融取引）ではなく、調整勘定に含まれる扱いとなっている。ただし、基礎統計の制約から調整額の分割が困難であり、全て再評価勘定に含まれている<sup>2</sup>。
  - 一送金を伴うものは、資本調達勘定（実物取引（海外との資本移転の受払）及び金融取引）に含まれている。
- ・個人の居住国変更に伴う非金融資産の移動は、現行 JSNA では記録を行っていない<sup>3,4</sup>。

<sup>1</sup> 国際収支統計マニュアル第5版（BPM5）では、個人の居住国の移動に伴う対外資産・負債残高の増減は海外との取引とし、それに対応した資本移転をたてることとなっていた（BPM5：パラ351～355）。ただし、この点について我が国の「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、海外との間での送金を伴うものを除き BPM5 に準拠した扱いとなっていない。

<sup>2</sup> 期末の対外資産・負債を記録する「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」では、金融資産・負債について居住国変更による影響が反映された形で記録される一方、フローを把握する「国際収支統計（BPM5 ベース）」では居住国変更による金融資産・負債の動きは海外との間での送金を伴うものを除き金融取引として記録されない。このため、期首から期末への金融資産・負債ストックの変動と当該項目に対応する金融取引フローの差分は結果的に「調整額」に含まれることになる。なお、「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」においては、為替等の要因も含んだ調整額全体は把握可能であるが、その他の資産量変動勘定と再評価勘定に分割することができない。JSNA においては、こうした調整額の多くが為替要因と考えられるとの整理から、海外部門の調整額はすべて再評価勘定に記録している。

<sup>3</sup> 1993SNA マニュアルでは、海外部門の所有する非金融資産は、国内単位として擬制した名目居住者単位（notional resident units）が所有する扱いとし、海外部門はその名目居住者単位に対して、非金融資産の価値に等しい金融資産を所有するという形で記録することとなっている（例えば、海外部門が土地を購入した場合は、海外部門が国内の名目居住者単位に対して直接投資を行ったものと擬制される）。このため、個人（家計）が海外に居住地を変更した場合、海外部門が名目居住者単位が属する民間非金融法人企業に対して金融資産（直接投資）を保有するとともに、当該家計の非金融資産の所有主体は、名目居住者単位が属する民間非金融法人企業に変更されることとされている。なお、こうした取扱いは、2008SNA でも同様である。

<sup>4</sup> 脚注3のとおり、非金融資産の所有主体は、原則として国内部門に限定されるものであり、現行 JSNA において

### 3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

#### <●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動は、2014年以降の計数については基礎統計である「国際収支統計（BPM6 ベース）」において、送金を伴うものも含めて全て取引には記録されなくなることから、JSNA 上は全て調整勘定に計上されることになり、この点では2008SNA とより整合的な扱いとなる。2013年以前については、基礎統計の扱いが変わらないことから<sup>5</sup>、現行 JSNA と同様の扱いとなり、送金を伴うものは取引に記録される。
- ・ ただし、2014年以降についても基礎統計の制約から調整額の分割は困難であり、引き続き、全て再評価勘定に含める扱いとする。また、個人の居住国変更に伴う非金融資産については、現行 JSNA 同様、引き続き、個人の居住国変更に伴う移動を記録しない。
- ・ なお、基礎統計である「本邦対外資産負債残高（BPM6 ベース）」（2014年末以降）について、対外資産・負債の増減要因（取引、為替変動、その他調整）を分割することが検討されている<sup>6</sup>。このため、2015年以降に公表される「本邦対外資産負債残高（BPM6 ベース）」の公表の在り方によっては、為替要因を除く価格変動の少ない項目（例えば、貸付や預金など）については、取引や為替変動による以外の対外資産・負債の増減分を「その他の資産量変動勘定」に記録するなど、調整勘定の精緻化も引き続き検討する。

### 4. その他の留意事項

#### <基礎統計における扱い>

- ・ 現行の「国際収支統計（BPM6 ベース）」においては、3. のとおり 2014年以降については個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の制度部門間の移動は記録されないが、2013年以前については居住国変更に伴う送金部分が金融収支および資本移転収支に記録される。

#### <諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア

詳細は不明であるが、非居住者に対する金融資産・負債のその他の資産量変動（一国全体のみを公表）はすべてゼロであることから、少なくとも、その他の資産量変動勘定への計上という勧告には対応していないとみられる。

---

も、個人の居住地変更があったとしても、非金融資産は国内部門に引き続き記録されるという扱いになっている。ただし、国内部門間（家計と名目居住者単位たる民間非金融法人企業との間）の移動は基礎資料の制約から推計できていない。

<sup>5</sup> 「国際収支統計（BPM6 ベース）」の1996～2013年の計数については、BPM5 ベースの計数を簡易的に組み替える形で作成されているが、個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動のうち送金を伴うものについては取引に記録されている。

<sup>6</sup> 現在でも、毎年「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」の公表に合わせて「本邦対外資産負債残高 増減要因（試算）」が公表されており、対外資産・負債の増減を取引フロー、為替相場変動、その他調整に分割している（2000年以降の計数について公表）。

## 【G03】加工用に海外に送られた財貨の所有権変更ベースでの記録

### 1. 勧告の概要

| 2008SNA マニュアルの勧告概要   | 1993SNA における取扱の概要   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入及び輸出は、厳密な所有権移転ベースで記録する。つまり、<u>財貨を所有する国と加工サービスを提供する国との間の財貨のフローは、財貨の輸入及び輸出として記録されず、財貨を所有する国による加工サービスの輸入、それを提供する国による加工サービスの輸出として記録する。</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出と輸入の<u>所有権移転ベースの記録の例外</u>として、加工目的で海外に送られ、その後、輸送元の国に戻った財貨については、実効上、所有権が変更されたものと扱う。このため、<u>これらの財貨は、最初の国を出たときに輸出として記録され、同国に戻ってきた際に輸入として記録する。</u></li> </ul> |

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 加工用の財貨に係る取引については、加工請負国（A 国）の加工依頼国（B 国）からの輸入、加工後には、A 国から B 国への輸出として記録していたが、これを、A 国から B 国へのサービスの輸出（加工サービス）と記録するよう変更する（参考1 参照）。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし（概念上は、財貨・サービスの純輸出としては変化しないため、GDP への影響はない。ただし、推計期間をまたぐ取引については、期間毎の GDP に影響はありうる）

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA においては、「貿易統計（財務省）」（以下「貿易統計」という。）や「国際収支統計（BPM5 ベース）（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計（BPM5 ベース）」という。）<sup>1</sup>と整合的に、1993SNA の勧告に沿って、加工用財貨の取引を、財貨の輸出入として捕捉・計上している。

### 3. 検討の方向性

#### ① 次期基準改定における対応の考え方

##### ＜○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）＞

- ・ 2008SNA の勧告に沿って、支出側 GDP（現行の国民経済計算年報における「主要系列表 1 国内総生産（支出側）」（以下「主1」という。）の内訳である財貨・サービスの輸出入において、「国際収支統計（BPM6 ベース）」（財務省・日本銀行）（以下「国際収支統計（BPM6 ベース）」という。）と整合的に、加工用財貨の取引について財貨の輸出入としては記録せず、日本が加工請負国の場合<sup>2</sup>、加工サービスの輸出を、外国が加工請負国の場合<sup>3</sup>、加工サービスの輸入を記録する<sup>4</sup>。
- ・ 一方、財貨・サービス別の供給（輸入を含む）と需要（輸出を含む）の推計（現行の国民経済計算年報の付表1「財貨・サービスの供給と需要」）や経済活動別の産出・中間投入の推計（現行の年報の付表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」等）においては、基礎統計や推計上の制約・課題が大きいため、加工貿易について財貨の輸出・輸入や産

<sup>1</sup> 「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、加工用財貨は、財貨の輸出入として記録されていた。

<sup>2</sup> 自国が加工を請け負う場合を、順委託加工と呼ぶ。

<sup>3</sup> 自国が加工を依頼し、外国が加工を行う場合を、逆委託加工と呼ぶ。

<sup>4</sup> 基礎統計である「貿易統計」等からは財貨ごとに委託加工について期間をまたぐ取引を把握することはできないため、JSNA においては期間をまたぐ取引はないものと整理する。

出・中間消費（投入）ではなく、サービスの輸出・輸入や産出・中間消費（投入）として扱うことを見送る（本報告を付表1や付表2の推計に反映させる場合の課題について、詳細は（別紙）を参照）。

- ・ただし、上記の扱いにより、付表1に記録される輸出入が、主1輸出入と乖離することになることから、参考情報として、付表1に含まれる加工用財貨の輸出入と主1に含まれる加工サービスの輸出入に係る計数など、両者の関係を陽表的に示した情報を提供することを検討する。

## ② 推計方法等

（主1の輸出入）

- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」における以下の「委託加工サービス」の受払を支出側 GDP のサービス輸出入に計上する。

「支払又は支払の受領に関する報告書」において、

国際収支項目番号 「081：加工賃（再輸出入を伴うもの）」

同 「082：加工賃（再輸出入を伴わないもの）」

として報告された輸出入額（財貨別のデータはない）

- ・なお、主1において本報告に対応する場合、従来は加工用財貨の輸出と輸入の差額が純輸出を構成していたものが、委託加工サービスの受取と支払の差額に振り替わるものであり、概念的には GDP 水準への影響はない<sup>5</sup>。

（付表1の輸出入）

- ・「貿易統計」（財務省）における HS コード<sup>6</sup>に基づいた財貨別データ（通関データ）について、JSNA の財貨・サービス別分類に組み替えた上で輸出入に計上。その中で、以下の加工用財貨の輸出入も各財貨の輸出入に含まれる形で計上される。

「貿易統計」の基礎データとなる輸出入申告書において貿易形態別符号第3符号の欄に

「1」：順委託加工契約に基づく輸出及び輸入

「2」：逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入

の付された輸出入額

- ・一方、「国際収支統計（BPM6 ベース）」における「委託加工サービス」の受払は記録しない。

<sup>5</sup> 加工用財貨の輸出－輸入＝（順委託加工の加工後財貨の輸出－順委託加工の加工前財貨の輸入）＋（逆委託加工の加工前財貨の輸出－逆委託加工の加工後財貨の輸入）

は、委託加工サービスの受取－支払＝順委託加工サービスに係る加工賃の受取－逆委託加工に係る加工賃の支払、に概念的には等しいと考えられる。ただし、実際には各統計での調査方法等が異なることから、両者は一致するとは限らない。

なお、国際収支統計に関し、1996年～2013年のBPM6ベースの簡易的な組替え計数では、BPM5ベースの加工用財貨の輸出－輸入を計算し、プラス（輸出超）であれば「委託加工サービス」の受取に、マイナス（輸入超）であれば「委託加工サービス」の支払に記録するという処理を行っており、1996年～2013年の期間において、加工貿易の取扱の変更による貿易・サービス収支（支出側GDPの財貨・サービスの純輸出に近い概念）に影響はない形となっている。BPM6ベースに移行した2014年以降については、BPM5ベースでの調査・計上は行われていないため比較検証は困難である。

<sup>6</sup> 「HSコード」とは、“Harmonized Commodity Description and Coding”（商品の名称及び分類についての統一システム。）として、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目的のために作られたコード番号のこと。

(主1と付表1の輸出入の関係に関する参考情報の提供)

- ・上記3. ①に示したように、以上の記録方法をとることにより、加工貿易に関して、主1の輸出には順委託加工の場合の委託加工サービスの受取、主1の輸入には逆委託加工の場合の委託加工サービスの支払がそれぞれ記録される一方、付表1の輸出には順委託加工の加工後財貨、逆委託加工の加工前財貨の輸出、輸入には順委託加工の加工前財貨、逆委託加工の加工後財貨の輸入がそれぞれ記録されることから、両者の輸出、輸入は一致しない。
- ・また加工貿易に関するもののほか、主1の輸出入と付表1の輸出入は、推計や基礎統計の考え方の違いにより、必ずしも整合的でない部分がある<sup>7</sup>。
- ・以上を踏まえ、次回基準改定においては、付表1に含まれる加工用財貨の輸出入（「貿易統計」から捕捉）、主1に含まれる加工サービスの輸出入（「国際収支統計（BPM6 ベース）」から把握）、その他の主1と付表1の輸出入の乖離の要因を含め、付表1と主1の輸出入の関係を示した表（「主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係」（イメージについて参考2参照））を参考情報として提供することを検討する。

#### **4. その他の留意事項**

##### **<基礎統計における扱い>**

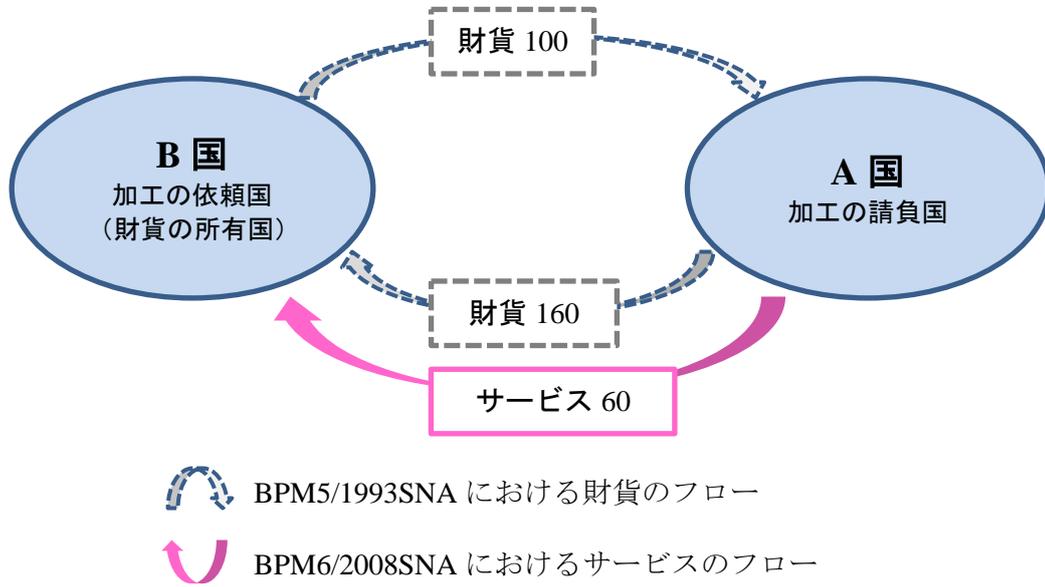
- ・「貿易統計」においては、通関ベースで記録しているため、加工用財貨は輸出入として計上されている。この中で、輸出入申告書によって、貿易主体の申告を基に加工用財貨の輸出入額が把握されている。
- ・「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、加工用財貨の輸出入は財貨の輸出入に計上されている一方、2014年1月分以降の「国際収支統計（BPM6 ベース）」では、加工賃がサービス収支の内訳項目「委託加工サービス」に計上されている（加工用財貨の動きは計上されない）。
- ・「平成17年産業連関表」では、加工用財貨の輸出入については、通常の財貨（加工用財貨以外）と同様に「9211-10：輸出（普通貿易）」、「9411-10：（控除）輸入（普通貿易）」にそれぞれ財貨として計上されている。（「平成23年産業連関表」でも同様の扱いとなる。）

##### **<諸外国における対応状況>**

- ・オーストラリア  
2009年の2008SNA導入に伴い、本勧告に沿って対応している。
- ・米国、カナダ  
本勧告に対応していない（米国の国際収支統計では、加工用財貨の記録方法の変更は長期的な課題とされている。カナダは、研究は継続するものの、当面は対応しない予定）。

<sup>7</sup> 「JSNA体系内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項を参照。次回基準改定では、主1と付表1の純輸出の整合性を可能な限りとることを予定しているが、それぞれの基礎統計の記録方法の相違から必ずしも乖離を解消することができない部分が残らざるを得ない。

(参考1) 加工用財貨の輸出入のイメージ



(参考2) 「主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係」のイメージ

付表1 財貨・サービスの供給と需要

| 財貨・サービス \ 項目              | 供給             |          |              | 供給 (購入者価格表示) |      |                  |
|---------------------------|----------------|----------|--------------|--------------|------|------------------|
|                           | 産出額<br>(生産者価格) | 輸 入      |              | 総供給<br>(需要計) | 中間消費 | 輸 出<br>(F.O.B価格) |
|                           |                | C.I.F.価格 | 輸入品に課される税・関税 |              |      |                  |
| 1. 産 業<br>...             |                |          |              |              |      |                  |
| 2. 政府サービス生産者              |                |          |              |              |      |                  |
| 3. 対家計民間非営利サービス生産者<br>... |                |          |              |              |      |                  |
| 合 計                       |                | 64,500   |              |              |      | 71,000           |

(参考) 主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係

|  | 輸 入    | 輸 出    | 輸 出 - 輸 入 |
|--|--------|--------|-----------|
| 付表1 (再掲) (A)                                 | 64,500 | 71,000 | 6,500     |
| 順委託加工契約及び逆委託加工契約に基づく<br>加工前及び加工後の財貨 (控除) (B) | 1,000  | 500    | -500      |
| 加工サービス (C)                                   | 500    | 100    | -400      |
| 居住者家計の海外での直接購入 (D)                           | 900    |        | -900      |
| 非居住者家計の国内での直接購入(E)                           |        | 1,000  | 1,000     |
| その他 (F)                                      | 100    | 400    | 300       |
| 小計 (G)=(C)-(B)+(D)+(E)+(F)                   | 500    | 1,000  | 500       |
| 主要系列表1 (H)=(A)+(G)                           | 65,000 | 72,000 | 7,000     |

← 貿易統計から得られる加工用財貨の輸出入  
← 国際収支統計から得られる委託加工サービス  
← その他1と付1の輸出入の乖離分  
(第7回研究会資料で示した対応方針に従って修正した後もなお残る乖離分)

(備考) 付表1の合計 (赤枠) は、第7回研究会資料で示した対応方針に従って修正した後の輸出入の計数を計上する。

## 加工貿易に係る 2008SNA 勧告に係る論点

### 1 背景

ここでは、2008SNA における加工用財貨の記録方法の変更に関する勧告（以下「加工貿易に係る勧告」という。）について、JSNA において支出側 GDP の内訳としての財貨・サービスの輸出入での対応のみならず、財貨・サービス別の供給と需要及び経済活動別の産出・中間投入といった推計（以下「生産側の推計」という。）においても対応可能か否かについての論点を整理する。具体的には、生産側の推計で対応する場合に必要なプロセスについて示すとともに、そのプロセスに基づいて大胆な仮定を置き暫定的に行った試算結果を紹介し、それに関する制約や留意点を記す。

以下、まずは、加工貿易に関して、関連用語の内容及び当該用語の「貿易統計」上の捕捉可能性について整理する。

#### ○順委託加工

- ・用語の内容：外国が加工依頼国で、日本が加工請負国となって行う加工前財貨から加工後財貨への加工。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」においては、基礎データとなる「輸出入申告書」において、貿易形態別符号第3符号の欄に「1」（順委託加工契約に基づく輸出及び輸入）と付された通関ベースの輸出入額（以下、「通関輸出入額」という。）として捕捉されている。

#### ○逆委託加工

- ・用語の内容：日本が加工依頼国で、外国が加工請負国となって行う加工前財貨から加工後財貨への加工。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」においては、「輸出入申告書」において貿易形態別符号第3符号の欄に「2」（逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入）と付された通関輸出入額として捕捉されている。

#### ○再輸出を伴う加工貿易

- ・用語の内容：加工依頼国（B国）から、加工請負国（A国）に加工前財貨が送付され、A国で加工の後、加工後財貨がB国に戻されるような取引（加工前と加工後の財貨の往来がある取引）。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」ではこれに係る財貨の通関輸出入額が捕捉されている。

#### ○再輸出を伴わない加工貿易

- ・用語の内容：加工依頼国（B国）と加工請負国（A国）の間で加工前、加工後の財貨の往来があるわけではなく、①B国から加工前財貨がA国に送付され、A国で加工された後、加工後財貨がA国ないし第三国で販売される、あるいは②B国の居住者が、B国外で加工前財貨を調達し、A国で加工の後、加工後財貨がA国ないし第三国で販売されるといった形態の取引。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」ではこれに係る財貨の輸出入は通関される一部<sup>1</sup>を除き捕捉されていない。

#### ○委託加工サービス

- ・用語の内容：加工請負国（A国）が、加工依頼国（B国）から受け取る加工賃の受払。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」では捕捉されない。なお、「国際収支統計（BPM6ベース）（財務省・

<sup>1</sup> 日本が加工依頼国（B国）の場合で、①のケースにおける、日本からの加工前財貨の通関輸出入額のみは捕捉されている。

日本銀行)」においては、再輸出を伴う加工貿易と、再輸出入を伴わない加工貿易の双方について、委託加工サービスの受払が捕捉されている（なお、公表値の「委託加工サービス」から、再輸出を伴う部分と伴わない部分を分けて把握することはできない）。

## 2 加工貿易に係る勧告に生産側の推計で対応する場合に必要なプロセス

2008SNA における加工貿易に係る勧告を、JSNA の生産側の推計に反映させる場合、関連するハンドブック<sup>2</sup>等を踏まえると、大別して、以下のようなプロセスが必要となると考えられる。

### (1) 「貿易統計」、「国際収支統計（BPM6 ベース）」からの関連計数の把握

- ・「貿易統計」より、順委託加工、逆委託加工に係る加工前、加工後財貨の通関輸出額、通関輸入額を把握し、JSNA の財貨・サービス別分類に変換。
- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」より、委託加工サービスの受取（輸出）、支払（輸入）を把握。

### (2) 財貨・サービスの供給と需要、経済活動別の産出、投入の推計における調整

- ・現行 JSNA における各計数から下の表の調整を行う。

|               | 順委託加工 <sup>3</sup><br>(日本が加工請負国)  | 逆委託加工 <sup>4</sup><br>(外国が加工請負国)  |
|---------------|---|---|
| 財貨・サービスの供給と需要 |   |   |
| 輸入            | ・加工前財貨の通関輸入額分の控除  | ・加工後財貨の通関輸入額分の控除  |
| 中間消費          | ・加工前財貨の通関輸入額分の控除  | ・委託加工サービス支払（輸入）額分の加算<br>・加工前財貨の通関輸出額の加算                                   |
| 輸出            | ・加工後財貨の通関輸出額分の控除<br>・委託加工サービス受取（輸出）額の加算   | ・加工前財貨の通関輸出額分の控除  |
| 産出            | ・加工後財貨の通関輸出額分の控除<br>・委託加工サービス受取（輸出）額分の加算  | ・加工後財貨の通関輸入額分の加算  |
| 経済活動別の産出、中間投入 |   |   |
| 産出            | ・加工後財貨を製造する経済活動分類の産出から加工後財貨の通関輸出額分を控除<br>・委託加工サービスを産出する経済活動分類 <sup>5</sup> の産出に委託加工サービス受取（輸 | ・加工後財貨を産出するものと擬制される経済活動分類を特定し、同経済活動分類の産出に、加工後財貨の通関輸入額分を加算（あたかも加工後財貨を産出したか |

<sup>2</sup> ここでの記述は、国連の“The Impact of Globalization on National Accounts”（2011 年）と、現在、国連欧州経済委員会で取りまとめ中の”Guide on Global Production”等を参考にしている。

<sup>3</sup> 図表 1 も参照。

<sup>4</sup> 図表 2 も参照。なお、ここでは国連の“The Impact of Globalization on National Accounts”を直接参照するのではなく、オーストラリアにおける記録方法を参考にした。具体的には、加工前財貨を製造する主体と、加工後財貨を製造する主体は分離しており、それぞれ異なる経済活動分類に属しているというケースにおける記録方法を想定している。

<sup>5</sup> UNECE の “Guide on Global Production”においては、委託加工サービスを産出する経済活動分類は、当該加工後財貨を製造している経済活動分類と同じとされている。ただし、同じ経済活動分類の表章の中で、委託加工サービスの活動を他の活動と分けて示すことが有用としている。

|      | 出) 額分を加算   | のように記録)   |
|------|--|---|
| 中間投入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>加工後財貨を製造する経済活動分類の中間投入から、加工前財貨の通関輸入額分のほか、加工後財貨の産出に投入された各種の財貨・サービスの投入額を控除</li> <li>委託加工サービスを産出する経済活動分類の中間投入に、加工後財貨の産出に投入された各種の財貨・サービスの投入額を加算</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>加工後財貨を産出するものと擬制される経済活動分類の中間投入に、加工後財貨の産出に投入されたと考えられる加工前財貨の通関輸出額分と、委託加工サービスの支払（輸入）額分を加算</li> </ul> |

### 3 加工貿易に係る勧告に対応する場合の暫定的な試算及び試算に関する制約並びに留意点

#### (1) 現存の関連基礎統計における情報の制約

上記2のように、加工貿易について、2008SNA の勧告に沿って、JSNA の生産側の推計を行うためには、まずは、基礎統計において、加工貿易に係る品目別の輸出入の動向等を把握できることが必要である。

ここで、基礎統計の状況を見ると（参考1）、①「再輸出入を伴う加工貿易」については、「貿易統計」において、通関された加工前、加工後財貨の品目別情報自体は得られるものの、必ずしも財貨の往来や品目情報が網羅的に捕捉されていない可能性があるほか、加工前財貨と加工後財貨の対応関係（どの財貨がどの財貨に加工されたかという紐付け情報）が把握できないなどの制約がある。これにより、上記2（2）のプロセスにある経済活動別の産出や中間投入を調整する際において、経済活動別の産出と、それに対応する中間投入を適切に紐付けることが困難という問題が生じる。

また、②「再輸出入を伴わない加工貿易」については、これに係る加工前、加工後財貨のうち通関しないものの情報は「貿易統計」では把握されない。なお、「国際収支統計（BPM6 ベース）」でも、2008SNA の概念と整合的な輸出入情報は一般の財貨の輸出入に含めて捕捉されているものの、品目別の情報が得られないといった制約がある。

さらに、「国際収支統計（BPM6 ベース）」から得られる委託加工サービスの受取（輸出）額や支払（輸入）額は、上記2（2）より、それぞれ、順委託加工の場合において委託加工サービスを産出する経済活動の産出額や、逆委託加工の場合において加工後財貨を産出すると擬制される経済活動の中間投入に記録されるべきものであるが、経済活動別に委託加工サービスの海外との受払額に係る情報を得ることができないという問題もある。

#### (2) 大胆な仮定に基づく逆委託加工の場合の試算

このように、基礎統計の制約はあるものの、ここでは、比較的利用可能なデータが存在する「再輸出入を伴う加工貿易」の「逆委託加工」について、一定の大胆な仮定を置いた上で、2008SNA の勧告に沿って加工貿易を産出・中間投入構造に反映させるとした場合の試算を行った（2011年を対象に試算）。なお、順委託加工や、再輸出入を伴わない加工貿易については、後述するように、基礎統計の制約が大きく、試算を行うこと自体が困難である。

## ① 再輸出入を伴う加工貿易のうち逆委託加工に係る試算

(試算の仮定、考え方)

- 逆委託加工用の加工前財貨(素材)の通関輸出額と、加工後財貨(完成品)の通関輸入額は「同期間中」に行われる(期を跨いだ取引はない)。
- 「委託加工サービスの輸入＝加工後財貨の通関輸入額－加工前財貨の通関輸出額」という関係式が成り立つ。
- 加工後財貨は、輸入として扱わず国内で産出されたものと擬制する。この際、加工後財貨は、これを主産物とする経済活動のみから産出される(副次生産物として加工後財貨が産出されるケースはない)。
- 加工前財貨は、加工後財貨を産出する経済活動の中間投入に計上(その際、加工後財貨を産出する経済活動の財貨別の中間投入係数をもとに、経済活動別に加工前財貨の中間投入額を計算)。輸入される委託加工サービスも、加工後財貨を産出する経済活動の中間投入に計上(その際、委託加工サービスを、加工後財貨の産出額の比率で経済活動別に分割)<sup>6</sup>。

(付表1「財貨・サービスの供給と需要」における試算結果)

<供給側(一国計)>

- 加工前財貨の産出額が引き続き計上され、さらに、加工後財貨を国内で産出されたと擬制することから、一国計の産出額は加工後財貨分だけ増加。
- 輸入は加工後財貨分が計上されなくなる一方、委託加工サービス分が計上されることにより、差し引きで加工前財貨分(＝加工後財貨分－委託加工サービス分)減少。
- この結果、総供給は、委託加工サービス分(＝加工後財貨分－(加工後財貨分－委託加工サービス分))増加する。

<需要側(一国計)>

- 中間消費は、委託加工サービス分、及び従来輸出に計上されていた加工前財貨分、増加。
- 一方、輸出は、加工前財貨分減少。

<財貨・サービス別>

- 試算結果は、現行JSNA値と比較して、加工前財貨である「繊維」の輸出(減少)や中間消費(増加)が大きく変化する一方、加工後財貨である「衣服・身回品」を含む「その他の製造業」の産出額(増加)、輸入(減少)が変化。

(付表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」における試算結果)

- 産出額(加工後財貨分が加算)、中間投入(委託加工サービス分と加工前財貨分が加算)が同額だけ増加したことにより、産業計の付加価値率(付加価値/産出額)は、僅かに低下。
- 経済活動別でみた場合、加工後財貨を主産物とする「衣服・身回品」等で、付加価値率が相対的に大きく低下。

<sup>6</sup> また、ここでは産出額や輸入等の調整をした場合でもマージンや総資本形成に係る消費税、輸入品に課される税・関税は変わらないとしている。

### (留意点)

- 今回の試算では、仮定の一つとして、『貿易統計』における加工後財貨の産出は当該財貨を主産物とする経済活動のみで行われる（副次生産物として加工後財貨が産出されるケースはないと見なす）。としているが、それ以外の事例として、当該加工後財貨を主産物ではなく、他の経済活動が副次生産物として産出するというケース<sup>7</sup>も考えられる。しかしながら、基礎資料の制約からどのようなケースが妥当なのかについての検証を行うことは困難であり、前述の仮定を置くことで、経済活動別の計数を歪める可能性がある。
- また、加工前財貨や委託加工サービスの経済活動別の中間投入額の計算の際にも、基礎統計に制約がある上に他に得られる情報がないため前述の仮定を置いているが、これは必ずしも現実を表したものと限らないことから、結果として経済活動別の計数が歪められる可能性がある。
- 現実には、「委託加工サービスの輸入＝加工後財貨の通関輸入額－加工前財貨の通関輸出額」の仮定が成り立つとは限らない。

### (2) 再輸出入を伴う加工貿易のうち順委託加工に係る試算を行うに当たっての制約

- 「貿易統計」における順委託加工に係る情報については、加工後財貨（輸出額）が加工前財貨（輸入額）を下回っており、委託加工サービスをこれらの差額として計算する場合、これがマイナスとなることがあることから、逆委託加工と同様の試算を行うことは困難である（参考1参照）。
- また、「貿易統計」の情報では、逆委託加工と同様に加工前財貨（輸入）と加工後財貨（輸出）の対応付けができないことに加えて、順委託加工の場合には通関輸出額、通関輸入額ともにその多くが具体的な品目を特定することができない<sup>8</sup>という制約があり、これも試算を行うことを困難にしている。

### (3) 再輸出入を伴わない加工貿易の試算を行うに当たっての制約

- 再輸出入を伴わない加工前、加工後の財貨の輸出や輸入に関する品目別の情報は「国際収支統計（BPM6 ベース）」では得られず、またこれらのうち通関しないものの情報は貿易統計でも捕捉されない<sup>9</sup>。よって、「再輸出入を伴わない加工貿易」に係る財貨の輸出入を、付表1をはじめとする生産側の推計に反映することには極めて厳しい制約がある。

以上のように、再輸出入を伴う加工貿易のうち逆委託加工については一定の仮定を置いた試算は可能ではあるものの、仮定の妥当性について留意が必要なことに加え、順委託加工については試算を行うこと自体が極めて困難である。また、再輸出入を伴わない加工貿易については、これに係る財貨の輸出入に関する品目別の情報がないため、やはり生産側の推計での対応は困難である。

このため、JSNAの次回基準改定における、加工貿易に関する2008SNA勧告に対する生産側の推

<sup>7</sup> 例えば、卸売・小売業における製造小売（SPA）など。

<sup>8</sup> 「貿易統計」のHSコード上、「再輸出入品」と呼ばれるもので、具体的には「軽微な加工のために加工の実施前後でHSコードが変わらないもの」、「加工のために輸出（入）した加工原材料で契約取消等の理由から加工されることなく輸入（出）されたもの」が該当し、具体的な品目を特定することができない（参考1も参照）。

<sup>9</sup> 一部、財貨を他国に送付した上で、委託加工サービスを受けた場合には、加工前財貨の輸出の品目については「貿易統計」でも把握できるものの、これはあくまで「加工前財貨」であり、「加工後財貨」としてどの品目が対応するのかの情報はやはり得られない。

計での対応としては、①再輸出入を伴う加工貿易については、「貿易統計」で記録されている加工用財貨の往來を財貨の輸出入として記録するとともに、「国際収支統計(BPM6 ベース)」の委託加工サービスは計上しない、②再輸出入を伴わない加工貿易については、「国際収支統計 (BPM6 ベース)」で記録されている委託加工サービスや関連する財貨の輸出入のうち通関しないものは記録せず、通関したものを輸出入として記録する、という現行 JSNA 通りの対応を取らざるを得ない。

#### **4 対応方針**

2008SNA の加工貿易に係る勧告に対しては、①支出側 GDP の財貨・サービスの輸出入においては対応する一方で、②生産側推計への反映という点については、3で述べたように基礎統計の制約が大きいことから、次回基準改定においては対応を見送らざるを得ない。ただし、現在国連欧州経済委員会で取りまとめ中の“Guide on Global Production”（「グローバル生産に関するガイド」。加工貿易等に関する国民経済計算上の記録に関する実務的指針等を含む）や、現時点では 2008SNA への対応を見送っている諸外国（米国、カナダ）の検討状況等も踏まえつつ、今後の中長期的な課題として検討を継続する。

図表 1 順委託加工の生産側の推計のイメージ

(1) 財貨・サービスの供給と需要

|                 | 供給  |     | 需要   |     |    |        |
|-----------------|-----|-----|------|-----|----|--------|
|                 | 産出  | 輸入  | 中間消費 | 輸出  | 在庫 | 他の最終需要 |
| 1993SNA         |     |     |      |     |    |        |
| 加工前の財貨 (素材)     |     | 100 | 100  |     |    |        |
| 加工後の財貨 (完成品)    | 160 |     |      | 160 |    |        |
| その他の財貨 (完成品に投入) | 20  |     | 20   |     |    |        |
| 委託加工サービス        | —   | —   | —    | —   | —  | —      |
| 2008SNA         |     |     |      |     |    |        |
| 加工前の財貨 (素材)     |     | 0   | 0    |     |    |        |
| 加工後の財貨 (完成品)    | 0   |     |      | 0   |    |        |
| その他の財貨 (完成品に投入) | 20  |     | 20   |     |    |        |
| 委託加工サービス        | 60  |     |      | 60  |    |        |

(2) 経済活動別の産出、中間投入等

| 財貨・サービス |                 | 経済活動 | 加工前の財貨 (素材) を産出する経済活動 | 加工後の財貨 (完成品) を産出する経済活動 | その他の財貨 (完成品に投入) を産出する経済活動 |  |
|---------|-----------------|------|-----------------------|------------------------|---------------------------|--|
| 1993SNA |                 |      |                       |                        |                           |  |
| 中間投入    | 加工前の財貨 (素材)     |      |                       | 100                    |                           | 加工前財貨の中間消費「100」を、加工後財貨を産出する経済活動 (複数) の中間投入から適切に控除する必要があるが、加工前と加工後の財貨の紐付けができないため、困難。<br>⇒経済活動別の中間投入構造、付加価値が歪みうる |
|         | その他の財貨 (完成品に投入) |      |                       | 20                     |                           |  |
|         | 委託加工サービス        | —    | —                     | —                      | —                         |  |
| 付加価値    |                 |      | 40                    | 20                     |                           |  |
| 産出額     |                 |      | 160                   | 20                     |                           |  |
| 2008SNA |                 |      |                       |                        |                           |  |
| 中間投入    | 加工前の財貨 (素材)     |      |                       | 0                      |                           | 加工後財貨を主産物としていた経済活動は、委託加工サービスを産出したものとみなす。<br>⇒経済活動別の委託加工サービス産出額に係る基礎情報がなく、経済活動別付加価値が歪みうる。                       |
|         | その他の財貨 (完成品に投入) |      |                       | 20                     |                           |  |
|         | 委託加工サービス        | —    | —                     | —                      | —                         |  |
| 付加価値    |                 |      | 40                    | 20                     |                           |  |
| 産出額     |                 |      | 60                    | 20                     |                           |  |

※上記では、委託加工サービスを産出する経済活動は加工後財貨を製造している経済活動と一致すると整理

加工後財貨を主産物としていた経済活動は、委託加工サービスを産出したものとみなす。  
⇒経済活動別の委託加工サービス産出額に係る基礎情報がなく、経済活動別付加価値が歪みうる。

図表2 逆委託加工の生産側の推計のイメージ

(1) 財貨・サービスの供給と需要

|                | 供給  |     | 需要   |     |    |        |
|----------------|-----|-----|------|-----|----|--------|
|                | 産出  | 輸入  | 中間消費 | 輸出  | 在庫 | 他の最終需要 |
| 1993SNA        |     |     |      |     |    |        |
| 加工前の財貨 (素材)    | 100 |     |      | 100 |    |        |
| 加工後の財貨 (完成品)   |     | 160 |      | 30  | 10 | 120    |
| その他の財貨 (素材に投入) | 20  |     | 20   |     |    |        |
| 委託加工サービス       | —   | —   | —    | —   | —  | —      |
| 2008SNA        |     |     |      |     |    |        |
| 加工前の財貨 (素材)    | 100 |     | 100  | 0   |    |        |
| 加工後の財貨 (完成品)   | 160 | 0   |      | 30  | 10 | 120    |
| その他の財貨 (素材に投入) | 20  |     | 20   |     |    |        |
| 委託加工サービス       |     | 60  | 60   |     |    |        |

(2) 経済活動別の産出、中間投入等

| 財貨・サービス |                | 経済活動 | 加工前の財貨 (素材) を産出する経済活動 | 加工後の財貨 (完成品) を産出する経済活動 | その他の財貨 (素材に投入) を産出する経済活動 |
|---------|----------------|------|-----------------------|------------------------|--------------------------|
| 1993SNA |                |      |                       |                        |                          |
| 中間投入    | 加工前の財貨 (素材)    |      |                       |                        |                          |
|         | その他の財貨 (素材に投入) | 20   |                       |                        |                          |
|         | 委託加工サービス       | —    | —                     | —                      |                          |
| 付加価値    |                | 80   |                       | 20                     |                          |
| 産出額     |                | 100  |                       | 20                     |                          |
| 2008SNA |                |      |                       |                        |                          |
| 中間投入    | 加工前の財貨 (素材)    |      |                       | 100                    |                          |
|         | その他の財貨 (素材に投入) | 20   |                       |                        |                          |
|         | 委託加工サービス       |      |                       | 60                     |                          |
| 付加価値    |                | 80   | 100                   | 20                     |                          |
| 産出額     |                | 100  | 160                   | 20                     |                          |

新たに加工前財貨の中間消費として記録される「100」を、加工後財貨を産出する経済活動（複数）の中間投入に計上する必要があるが、加工前と加工後の財貨の紐付けができないため、困難。  
⇒経済活動別の中間投入構造、付加価値が歪みうる

従来輸入と記録されていた加工後財貨を、当該財貨を主産物とする経済活動の産出とみなし、委託加工サービスを投入したとみなす。  
⇒経済活動別の委託加工サービスの投入額に係る基礎情報がなく、経済活動別の付加価値が歪みうる。

## 参考1 「貿易統計」で得られる加工貿易に係る情報

(得られる情報)

- 「輸出入申告書」において、「貿易形態別符号」の「第3符号」の欄に、  
「1」：順委託加工契約に基づく輸出及び輸入<sup>10</sup>  
「2」：逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入<sup>11</sup>  
の付された輸出入額（HSコードに基づいた財貨別データ）。
- 加工貿易のうち、加工依頼国（B国）と加工請負国（A国）の間で加工用財貨が行き来する加工貿易形態（再輸出入を伴う加工貿易）についての輸出入額のみが把握できる。

(制約)

- 通関申告の制度上、貿易形態が異なる貨物を一申告で処理する場合は、「貿易形態別符号」については、取扱金額の最も大きい貨物の符号を記載することになっている等の理由で必ずしも加工用財貨の取引を網羅的に記録できていない<sup>12</sup>。これを背景として、順委託加工において加工前財貨の輸入金額が加工後財貨の輸出金額を上回ることがある。
- HSコード上、具体的な品目情報が把握できない分類<sup>13</sup>の輸出入額の割合が大きい(特に順委託加工)。
- データは当該期間に委託加工用として通関を行き来した財貨の情報が把握されているのみで、期間をまたぐ取引の状況が分からないほか、加工前財貨と加工後財貨が対応付けされていない。

<sup>10</sup> 順委託加工契約に基づいて輸出及び輸入（外国から原材料の提供を受けて本邦において加工を委託され、かつ、加工後委託者又はその指示する荷受人に対して製品を輸出する契約に基づく当該原材料の輸入及び当該加工後の製品の輸出）される貨物。

<sup>11</sup> 逆委託加工契約に基づいて輸出及び輸入（本邦から原材料を提供し、外国での加工を委託し、かつ、加工後委託者又はその指示する荷受人が製品を輸入する契約に基づく当該原材料の輸出及び当該加工後の製品の輸入）される貨物。

<sup>12</sup> 下記の通達を参照。

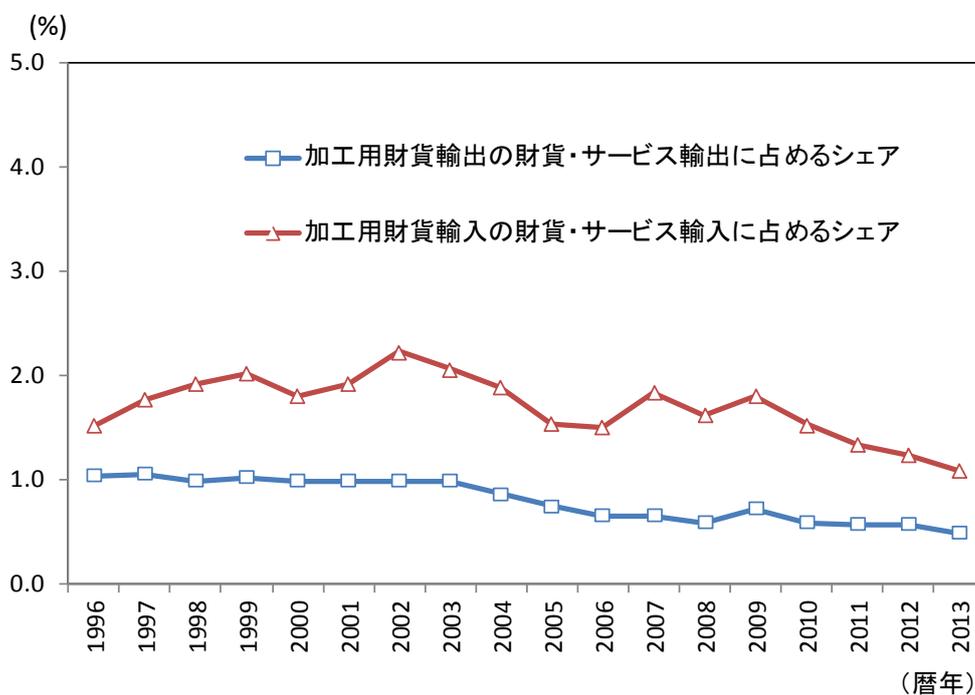
外国貿易等に関する統計基本通達 25-3 （貿易形態別符号）なお書き

「一葉の資料で貿易形態が2以上にわたる場合は、取扱金額の最も大きい貨物の貿易形態別符号を記載させる。」

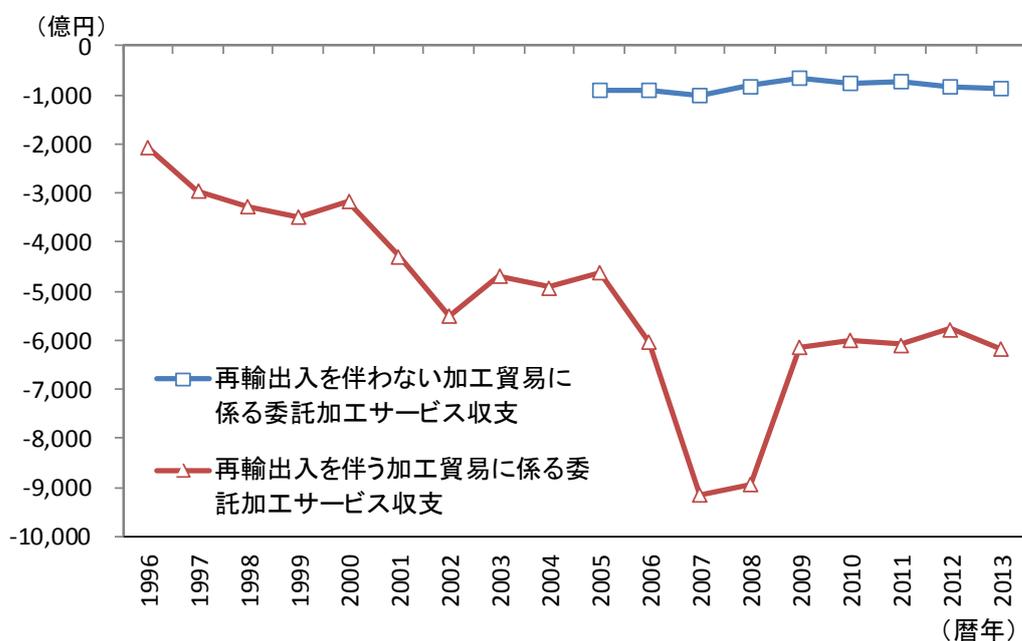
<sup>13</sup> 「貿易統計」のHSコード上は「再輸出品」と呼ばれる。具体的には、「加工のために輸出（入）した加工原材料で契約取り消し等の理由から加工されることなく輸入（輸出）したもの」及び「軽微な加工のために加工の実施前後で財貨のHSコードが変わらないもの」が該当する。

## 参考2 加工貿易に係る計数

- (1) 「国際収支統計(BPM5 ベース)」における加工用財貨の輸出と輸入  
(JSNA の財貨・サービスの輸出、輸入に占めるシェア)



- (2) 「国際収支統計(BPM6 ベース)」における委託加工サービス収支 (輸出－輸入)



(備考)

「国際収支統計」より内閣府作成。(2)において「再輸出入を伴わない加工貿易に係る委託加工サービス収支」は、「国際収支統計(BPM6 ベース)」の委託加工サービス収支から、「国際収支統計(BPM5 ベース)」における加工用財貨の輸出から輸入を控除することで求めている(なお、再輸出入を伴わない加工貿易に係る委託加工サービスは2005年より計上されている)。また、「再輸出入を伴う加工貿易に係る委託加工サービス収支」は、「国際収支統計(BPM5 ベース)」における加工用財貨の輸出－輸入に等しい。

## 【G04】 仲介貿易

### 1. 勧告の概要

| 2008SNA マニュアルの勧告概要  | 1993SNA における取扱の概要  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仲介貿易とは統計作成国（仲介国）の居住者が非居住者から財貨を購入し、その財貨を自国に入れることなく、別の非居住者に再販売することと定義する。</li><li>・ <u>国際的な製造業者、卸売業者、小売業者等により取得された財貨を取得時に「負の輸出」、処分時に「正の輸出」として記録する。両者の差額は、財貨の輸出として現れるが、仲介国においては、国内取引される財貨に適用する取引マージンに類似するサービス生産として現れる。</u></li><li>・ <u>ある期に財貨が取得され、次の期までに処分されなかった場合、仲介者の在庫変動として記録する（実際には在庫が海外で保有されていても）。</u></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ (明示的に仲介貿易を扱っていないが、) 輸出と輸入の所有権移転ベースの記録の例外として、非居住者から財貨を買い入れ、その後それらを実際に自らの居住する経済に持ち込まずに、同一会計期間内に非居住者に再販売する貿易商等のケースについては、これら貿易商等の受取額と販売額の差額は、サービスの輸出として記録する。</li></ul> |



#### ①2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 仲介貿易の対象となる財貨について、仲介料のサービス貿易としての記録を取りやめ、仲介国が取得した際に「負の輸出」を、処分した際に「正の輸出」を記録する（参考参照）。期をまたいで仲介活動がなされる場合は、同期間においては仲介者の在庫品増加として記録する。

#### ②主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA の国民経済計算年報における「主要系列表 1 国内総生産（支出側）」（以下、「主 1」という。）の財貨・サービスの輸出において、「国際収支統計（BPM5 ベース）（財務省・日本銀行）」（以下、「国際収支統計(BPM5 ベース)」という。）と整合的に、仲介貿易による売買代金の差額はサービスの輸出<sup>1</sup>として捕捉・計上されている<sup>2</sup>。

### 3. 検討の方向性

#### ① 次期基準改定における対応の考え方

##### <○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・ 仲介貿易の売買差額について、「国際収支統計（BPM6 ベース）」と整合的に、「主 1」の財貨・サービスの輸出において、サービスの輸出ではなく、仲介者による購入を財貨の負の輸出、仲介者による販売を財貨の正の輸出と捉え、その合計値を財貨の輸出として

<sup>1</sup> 概念上、仲介貿易に輸入はない。

<sup>2</sup> なお、現行国民経済計算年報の付表 1「財貨・サービスの供給と需要」（以下、「付 1」という。）においては、基礎統計である平成 17 年産業連関表と同様に、代理店手数料相当分のみを計上している（「JSNA 内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項を参照）。

計上する<sup>3</sup>。

- ・基礎統計の制約上、仲介貿易に関する在庫変動を把握することができないため、仲介貿易による売買取引は期間をまたがないと見なす。

## ② 推計の考え方

### ■基礎統計

「国際収支統計（BPM6 ベース）」における「仲介貿易商品」の輸出額

「支払又は支払の受領に関する報告書」において、

国際収支項目番号 「061：現地転売貨物の売買代金」<sup>4</sup>

同 「071：仲介貿易貨物の売買代金」<sup>5</sup>

として報告されたもの（財貨別のデータはない）<sup>6</sup>。

### ■推計方法<sup>7</sup>

- ・「主1」においては、「国際収支統計(BPM6 ベース)」における「仲介貿易商品」の正の輸出及び負の輸出の合計額を、財貨の輸出に計上する。
- ・この財貨の輸出と同額を、「付1」においては、「卸売業」の輸出及び産出額に一括して計上する。さらに、国民経済計算年報における「付表2 経済活動別の国内総生産・要素所得」においては、これを卸売業の産出額及び国内総生産、営業余剰・混合所得に計上する。

## 4. その他の留意事項

### <基礎統計における扱い>

- ・「貿易統計（財務省）」においては、通関ベースで財貨の輸出入が記録されるため、通関を通らない仲介貿易による財貨の輸出は把握されていない。
- ・「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、仲介貿易による売買代金の差額はサービス受取に記録されている。「国際収支統計（BPM6 ベース）」では、上記3. ②のとおり、「支払又は支払の受領に関する報告書」をもとに、仲介者による購入は財貨の負の輸出、仲介者による販売は財貨の正の輸出として捕捉され、それぞれ貿易収支の内訳項目「仲介貿易商品」に計上されている。

### <諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア  
2009年の2008SNA導入に伴い、本勧告に沿って対応している。なお、仲介貿易に係る在庫変動は記録されていない。
- ・米国、カナダ  
本勧告に対応していない。

<sup>3</sup> なお、脚注2に関連して、「付1」においては、仲介貿易の売買差額相当分について、「卸売業」の輸出に計上することを検討（「JSNA内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項を参照）。

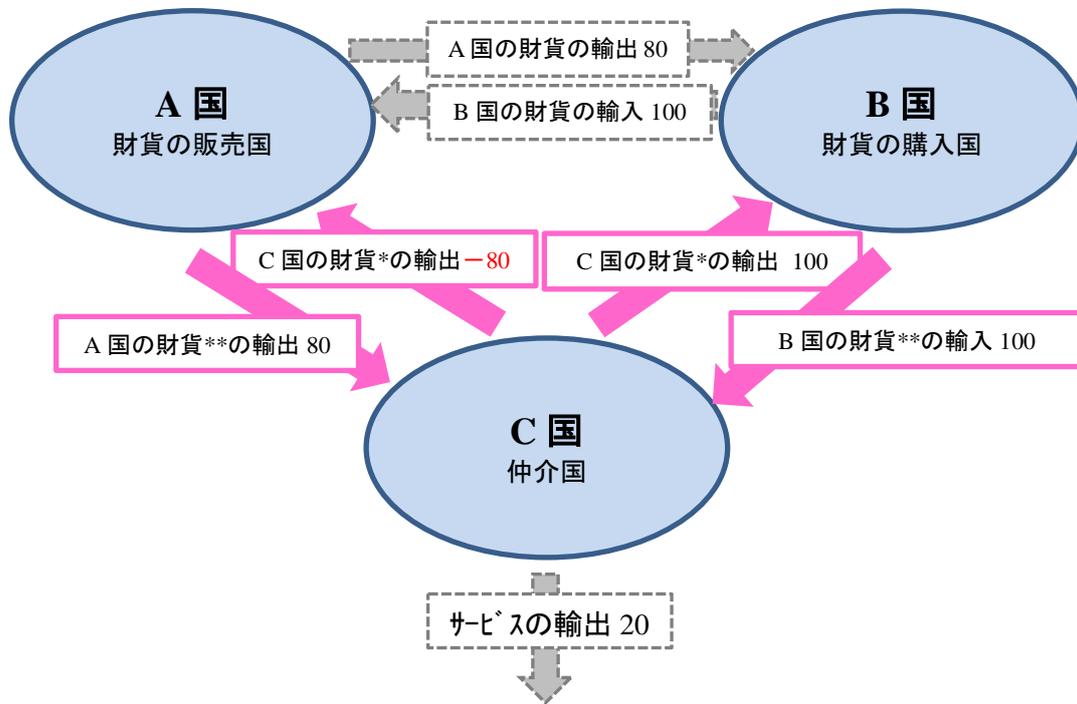
<sup>4</sup> 居住者（ブローカー）が本邦内又は外国で非居住者から購入した貨物を、購入国・地域内で（他国に移動させずに）他の非居住者に転売する取引に伴う売買代金の受払のこと。

<sup>5</sup> 非居住者から購入した貨物を非居住者に転売するに伴い、貨物が外国間を移動する取引に伴う売買代金の受払のこと。

<sup>6</sup> 国際収支統計におけるBPM6ベースの簡易的な組替え計数によれば、2012年の仲介貿易商品の輸出額（正の輸出+負の輸出）は0.9兆円程度。

<sup>7</sup> 実質化にあたっては、「仲介貿易商品」の正負の輸出合計額に卸売の輸出デフレーターを用いることを予定している。

(参考) 仲介貿易の記録 (イメージ)



 BPM5/1993SNA のフロー  
 BPM6/2008SNA のフロー

( 財貨\*は BPM6 では「仲介貿易商品」、  
 財貨\*\*は BPM6 では「一般商品」の輸出入 )